

漁業法施行規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正に係る新旧対照表

改 正 案	現 行 (漁業管理課)	現 行 (水産振興課)
<p>「<u>県知事による特定水産動植物の許可</u>」 <u>(第42条第1項)の標準処理期間</u>について <u>は、下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 1ヶ月</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>